

年 月 日

国立大学法人山口大学 学長 殿

所在地 〒

機関名

代表者職・氏名

職印

学 術 指 導 申 込 書

下記の事項に同意の上、次に示す内容により学術指導（以下「本学術指導」という。）の実施を申し込みます。

(1) 指導題目 :

(2) 指導目的及び内容 :

(3) 指導担当者 :

(4) 学術指導料 :

円

内訳：①指 導 料 円

②指導料の消費税相当額

円

③必要経費 円

④間接経費 円（①＋②＋③の20%）

(5) 指導期間及び 年 月 日～ 年 月 日

指導予定時間 : 合計 時間

(6) 指導実施場所 :

(7) その他 :

記

1. 申込者は、学術指導料を国立大学法人山口大学（以下「大学」という。）の定める納付期限までに、大学の指定する方法で支払わなければならない。
2. 大学及び申込者は、本学術指導の実施の過程において発明等が生じたときは、その取扱いを協議し、書面にて定めるものとする。
3. 大学及び申込者は、相手方より開示又は提供を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨の表記があるものについて、秘密情報とし、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお、次のいずれかに該当する情報については秘密情報の

対象外とする。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - (6) 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報
4. 大学及び申込者は、秘密情報を、本学術指導以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
5. 秘密情報の有効期間は、本学術指導開始の日から学術指導完了後3年間とする。
6. 大学は、本学術指導を実施内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。
7. 大学は、本学術指導（本学術指導に基づく商品の販売、役務の提供を含む。）によって申込者に損害が発生した場合においても、当該損害についての一切の責任を負わない。
8. 申込者は、本学術指導により、大学の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章等を自社製品の広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、事前に大学の同意を得なければならない。なお、大学の役員又は教職員（指導担当者を含む。）の氏名等を使用する場合についても、同様とする。
9. 申込者は、本学術指導の内容に変更がある場合は、大学に所定の変更申込書を提出するものとする。
10. 本申込書に定めのない事項については、大学及び申込者で協議の上決定するものとする。

年 月 日

(機関名)
(代表者職・氏名) 殿

国立大学法人山口大学長

年 月 日付けで申込みのありました下記の学術指導について承諾いたします。

記

- (1) 指導題目 :
- (2) 指導目的及び内容 :
- (3) 指導担当者 :
- (4) 学術指導料 : 円
(内訳：指導料 円, 指導料の消費税相当額 円,
必要経費 円, 間接経費 円)
- (5) 指導期間及び : 年 月 日～ 年 月 日
指導予定時間 : 合計 時間
- (6) 指導実施場所 :
- (7) その他 :